

栗東市地区防災計画の提案に関する要領

（目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2に基づく、栗東市防災会議（以下「防災会議」という。）に対する栗東市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）へ、地区防災計画を定めることの提案（以下「計画提案」という。）に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

（計画提案の要件）

第2条 計画提案は、地区居住者又は当該地区で事業所を有する事業者等（以下「計画提案者」という。）が共同して提案できるものとする。

2 計画提案者は、次に掲げるものとする。

（1） 本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織又は自治会等からなる地縁団体や地域運営組織

（2） 本市に事業所を有する事業者

（3） その他防災会議会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

3 計画提案者は、事前に地区防災計画に関する団体等と一定の協議を行い、同意を得るものとする。

4 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

（1） 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時及び災害時の活動方法等について定めたもの

（2） 地域防災計画に抵触しない内容

（計画提案の提出）

第3条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を防災会議へ提出するものとする。

（1） 地区防災計画提案書（様式第1号）

（2） 地区防災計画素案

（3） 地区居住者等であることを証する書類

（4） その他会長が必要と認める書類

（計画提案の事前審査）

第4条 計画提案があったときは、防災会議における審査を円滑に実施するため、防災会議に諮る前に、次に掲げる事項について、危機管理課において事前審査を行うものとする。

（1） 地区防災計画の内容及び実施団体

（2） 地域防災計画との整合

（3） その他会長が必要と認める事項

（地域防災計画への規定）

第5条 防災会議開催予定日の3箇月前までに前条の規定による事前審査を終えた計画を、防災会議に諮るものとする。

2 防災会議は、提案された計画を審査し、審査結果に基づき、地域防災計画に定めることとする。

(審査結果通知)

第6条 会長は、前条による審査結果を審査結果通知書(様式第2号)により、計画提案者に通知するものとする。

(準用規定)

第7条 地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第6条までの規定を準用する。

(庶務)

第8条 この要領に係る庶務は、危機管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

栗東市防災会議会長

栗 東 市 長

(代表者氏名)

㊞

地 区 防 災 計 画 提 案 書

災害対策基本法第 4 2 条の 2 に基づき下記のとおり栗東市防災会議へ提出します。

記

1 地区防災計画の名称・対象地区（学区名）

名 称	
対象地区名	

2 地区防災計画の提案を行う者の代表者

代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	

3 提案者

自 治 会 等 の 名 称	役 職	氏 名

(様式第 2 号)

年 月 日

(計画提案する者の代表者氏名) 様

栗東市防災会議会長
栗 東 市 長

地 区 防 災 計 画 審 査 結 果 通 知 書

災害対策基本法第 4 2 条の 2 に基づき提案された下記の計画の事前審査結果を下記のとおり通知します。

記

1 地区防災計画の名称等

計画名称	
対象地区名 (学区名)	
代表者氏名	

2 審査結果

(1) 実施日

(2) 審査結果